## 既存建築物調書

1	調 査 者	(1) 資格	( 一級 )建築士 ( 大臣 )登録第 ○○○○○ 号
		(2) 氏 名	00 00
		(3) 建築士事務所名	( 一級 ) 建築士事務所 ( 京都府 ) 知事登録第(27A)○○○号 ○○○○一級建築士事務所
		(4) 建築士事務所の 所在地又は調査者 の住所	〒 ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ 京都市 ○ ○ 区 ○ ○ ○ ○ ○ ○
		(5) 電 話 番 号	0 7 5 -000-000
2	確認済証交付	<ul><li>✓ あり(昭和50年</li><li>□ なし(完成時期</li></ul>	<ul><li>○月 ○日 第 ○○○ 号)</li><li>年 月)</li></ul>
3	検査済証交付	<ul><li>□ あり ( 年</li><li>☑ なし</li></ul>	月 日 第 号)
4	状況報告事項	(1) 集 団 規 定	☑ 適法 □ 既存不適格
			既存不適格条項 (内容及び基準時)
		(2) 構造耐力関係規	□ 適法 ☑ 既存不適格
		定	既存不適格条項 (内容及び基準時) 法20条に基づく令38条3項に規定する基礎の構造が不適合(基準時:平成12年) 法20条に基づく令46条4項に規定する必要壁量が不足(基準時:昭和56年) 法20条に基づく令47条に規定する継ぎ手又は仕口の構造方法が不適合 (基準時:平成12年)
		(3) 上記以外の規定	☑ 適法 □ 既存不適格
			既存不適格条項 (内容及び基準時)
5 <u>M</u>	増改築等の履 歴	なし	
6	劣化状況	構造耐力上支障となる	ような損傷、腐食は認められない。

- 1の(3)の欄は、調査者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。

  - 2 2の欄から4の欄までは、該当する□にレ印を付けてください。 3 4の欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりです。
    - (1) 集団規定 建築基準法第3章の規定をいいます。
    - (2) 構造耐力関係規定 建築基準法第20条の規定をいいます。
    - (3) 既存不適格 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物が同法第3条第2 項の規定の適用を受けていることをいいます。
    - (4) 基準時 建築基準法施行令第137条に規定する基準時をいいます。
  - 4 既存建築物の平面図及び配置図(増改築の履歴がある場合は、それぞれ当該部分を示したもの)を添付してください。